

○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第579号)	35
○ 境川・猿渡川流域水害対策計画の変更について	(緑土・河川計画課、上下水・下水道計画課) (第580号)	37
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会臨時会の開催について	(第18号)	38
交 通 局 告 示		
○ 乗合自動車の停留所の名称変更について	(第16号)	39
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	40
雑 報		
○ 教育委員会の人事異動	(教育・総務課)	42
○ 職員の懲戒処分	(上下水・総務課)	43
○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)	44

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（第54号）

1 改正内容

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第 201号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第17条関係）
- (2) 建築基準法の一部改正に伴い、新設された認定制度及び許可制度に係る事務の手数料を定めます。（第17条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第84号）

1 改正内容

建築基準法（昭和25年法律第 201号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第12条及び第14条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第54号

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第10号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同号を同条第10号の2とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査

建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 27,000円

第17条第34号中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(34)の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査

1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料 160,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第84号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表の1項左欄中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同表の2項左欄中「若しくは第5項」を「、第5項若しくは第6項」に改める。

第14条第1項の表の1項左欄中「法第44条第1項第3号」を「法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 565 号

土地区画整理に伴う町の区域の設定及び変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、本市緑区の別図第 1 の区域において、平成30年11月10日から、次のとおり町の区域の設定及び変更をすることとしたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成30年10月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 区域を設定する町の名称及びその区域

(1) 名称

諸^{もろ}の木^{きに}二丁目^{にちょうめ}

(2) 区域

別図第 2 のとおり

2 区域を変更する町の名称及びその区域

(1) 名称

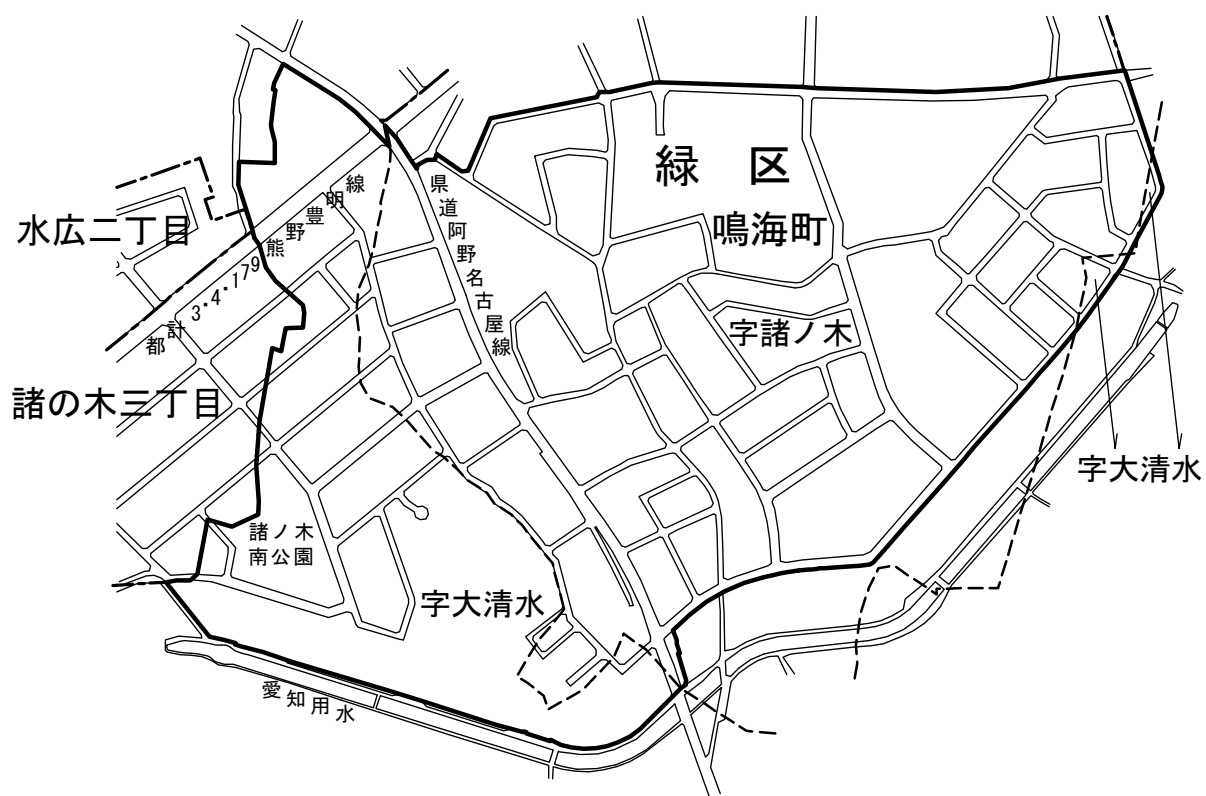
水広二丁目及び諸の木三丁目

(2) 区域

別図第 2 のとおり

名古屋市市民経済局地域振興部住民課

別図第1

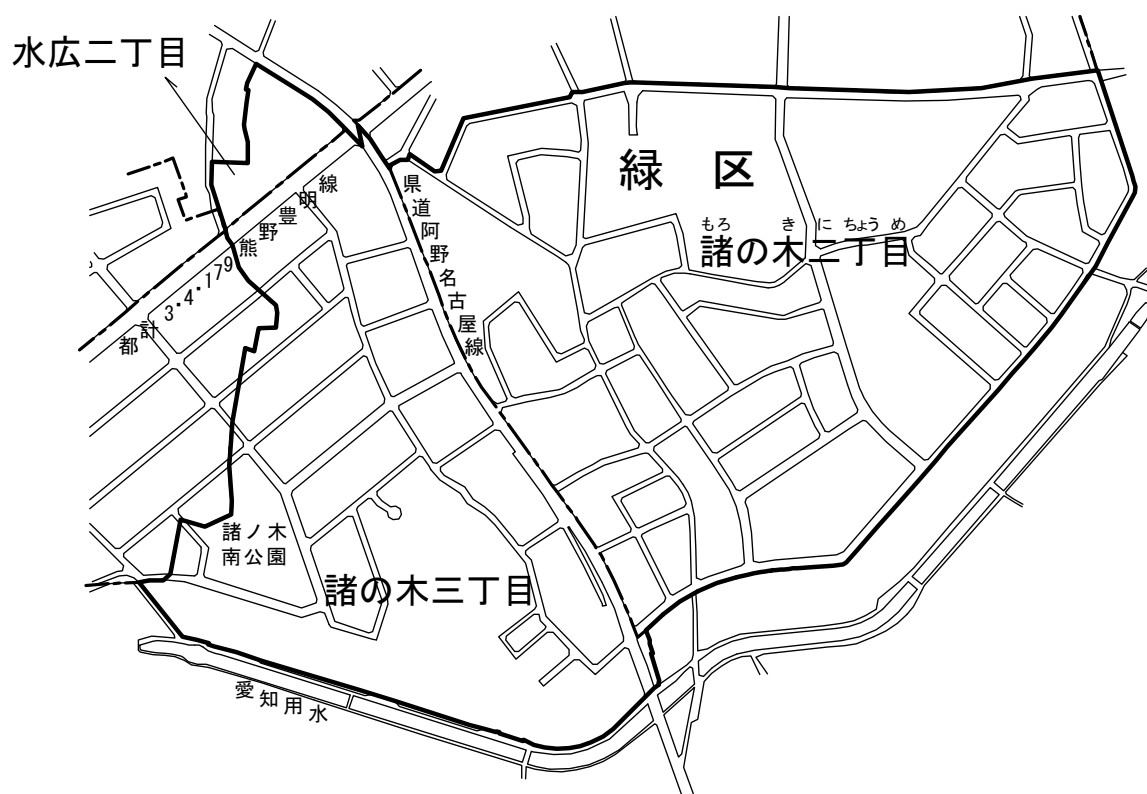


1 : 7,000

0 50 100 200 メートル

凡	例
実施区域	———
町界	———
字界	-----
区、町、字名	太 字
施設名称	細 字

別図第2



1 : 7,000



凡	例
実施区域	———
町界	———
区、町名	太字
施設名称	細字

名古屋市告示第 566 号

土地区画整理に伴う町の区域の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、本市緑区の別図第 1 の区域において、平成30年11月10日から、次のとおり町の区域の変更をすることとしたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成30年10月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

区域を変更する町の名称及びその区域

- 1 名称
大高台二丁目
- 2 区域
別図第 2 のとおり

名古屋市市民経済局地域振興部住民課

別図第1



凡	例
実施区域	———
町界	———
字界	·····
区、町、字名	太 字
施設名称	細 字

1 : 1,500



別図第2



凡	例
実施区域	———
町界	———
区、町名	太字
施設名称	細字

1 : 1,500



名古屋市告示第 567号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年10月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
特定非営利活動法 人ベルフェア 名古屋市中村区中 村町 9丁目66番地	就労継続支援 B 型 りん 名古屋市中村区千 成通 4丁目21番地	就労継続支援 B 型	2310101155	平成30年 9月 1日
株式会社 K E I 名古屋市港区当知 三丁目 402番地の 2	訪問介護事業所あ いとわ 名古屋市港区当知 三丁目2210番地	居宅介護 重度訪問介護	2311200824	平成30年 9月 1日
株式会社フローラ 名古屋市中川区長 良町 5丁目 104番 地の 2	フローラ 名古屋市中川区長 良町 5丁目 104番 地の 2	就労継続支援 B 型	2311300962	平成30年 9月 1日
特定非営利活動法 人くらし応援ネッ トワーク	イマジン 名古屋市中川区五 女子一丁目11番21	生活介護	2311301481	平成30年 9月 1日

名古屋市熱田区金山町一丁目 8番13号	号— 2			
株式会社H A P P Y T I M E S 名古屋市緑区鹿山二丁目82番地の 1	はっぴーぷらす 名古屋市瑞穂区船原町 3丁目 7番地の 4	生活介護	2311400622	平成30年 9月 1日
株式会社N o t o カレッジ 岐阜県大垣市高屋町一丁目51番地	N o t o カレッジ キャリアセンター N E X T 名古屋市中区栄二丁目 4番12号	就労移行支援	2316100953	平成30年 9月 1日
どんぐり合同会社 名古屋市天白区一本松二丁目 115番地	どんぐり 名古屋市天白区大坪二丁目1104番地	居宅介護 重度訪問介護	2316401138	平成30年 9月 1日
株式会社 a m . 名古屋市守山区鳥神町31番地	アム居宅介護 名古屋市守山区鳥神町31番地	居宅介護 重度訪問介護	2317601587	平成30年 9月 1日
一般社団法人一藤会 名古屋市守山区森孝一丁目1711番地	くるり 名古屋市守山区森孝一丁目1711番地	生活介護	2317601595	平成30年 9月 1日
L S C 株式会社 名古屋市名東区藤が丘 120番地の 2	ルクスキャリアセンター 名古屋市守山区小幡二丁目 1番 6号	就労移行支援	2317601603	平成30年 9月 1日
株式会社たすけびと 名古屋市名東区引	訪問介護たすけびと 名古屋市名東区引	居宅介護 重度訪問介護	2318001183	平成30年 9月 1日

山二丁目 406番地	山二丁目 406番地			
特定非営利活動法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会 名古屋市南区扇田町32番地の 1	るっく～あるて（らぽーる） 名古屋市南区前浜通 7丁目32番地	就労定着支援	2318100191	平成30年 9月 1日
株式会社はな華 名古屋市緑区大高町字一色山28番地	ヘルパーステーションはな華 名古屋市緑区大高町字一色山31番地の 3	居宅介護 重度訪問介護	2318501299	平成30年 9月 1日
株式会社恵 名古屋市緑区鳴海町字上汐田12番地	グループホームふわふわ 名古屋市緑区桶狭間南1412番地	短期入所	2318501307	平成30年 9月 1日
一般社団法人エスポワール 福岡県福岡市中央区天神五丁目 9番 2号	エスポワール名古屋 名古屋市緑区鳴海町字下汐田 167番地の 1	就労継続支援 A型	2318501315	平成30年 9月 1日
合同会社ファーストステップ 名古屋市中村区香取町 2丁目 1番地の 3	みんなのいえ則武 名古屋市中村区則武二丁目26番19号	共同生活援助	2320100189	平成30年 9月 1日
株式会社ふくし Labo. 愛知県北名古屋市能田村東 9番地	共同生活援助にじの木 名古屋市港区遠若町 1丁目76番地の	共同生活援助	2321200129	平成30年 9月 1日

	134			
s o l i s 合同会社 名古屋市瑞穂区彌富ヶ丘町 1丁目43番地の 5	憩の家 名古屋市天白区八幡山1219番地	共同生活援助	2326400138	平成30年 9月 1日
株式会社ライフケアサービス 名古屋市千種区東山通 4丁目11番地の 3	グループホーム陽だまり 名古屋市名東区牧の里三丁目 501番地	共同生活援助	2328000092	平成30年 9月 1日
一般社団法人和楽 名古屋市南区千竈通 5丁目 4番地の 1	和楽 名古屋市南区千竈通 5丁目 4番地の 1	共同生活援助	2328100165	平成30年 9月 1日
アイエルサポート株式会社 名古屋市名東区高社二丁目99番地	グループホームイーリス名古屋 名古屋市緑区横吹町1912番地の 3	共同生活援助	2328500067	平成30年 9月 1日
株式会社恵 名古屋市緑区鳴海町字上汐田12番地	グループホームふわふわ 名古屋市緑区桶狭間南1412番地	共同生活援助	2328500075	平成30年 9月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 568号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年10月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人H A P P I L Y 名古屋市熱田区尾 頭町 2番 2号	相談支援センター はぴり	一般相談支援 特定相談支援	2336100082	平成30年 9月 1日
	名古屋市中区富士 見町13番19号	障害児相談支 援	2376100083	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 569号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年10月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社一福 名古屋市千種区萱 場二丁目 7番13号	ヘルパーステーシ ョンふくろう 名古屋市守山区町 南 1番 1号	同行援護	2317300792	平成30年 8月 9日
どんぐり合同会社 名古屋市天白区一 本松二丁目 115番 地	みんなごやん 名古屋市熱田区六 番二丁目 7番 8号	居宅介護 重度訪問介護	2311100446	平成30年 8月31日
株式会社リバーサ イド 名古屋市南区豊三 丁目 3番 1号	天使の家一番 名古屋市熱田区一 番三丁目 3番 4号	短期入所	2311100529	平成30年 8月31日
株式会社エム・ジ エイホーム 滋賀県長浜市八幡	スマイルプラス名 古屋伏見センター 名古屋市中区栄二	就労移行支援	2316100862	平成30年 8月31日

東町96番地 1	丁目 4番12号			
株式会社ナチュラルサービス 名古屋市瑞穂区新開町23番 4号	ナチュラルケアサービス名東 名古屋市名東区引山二丁目 406番地	居宅介護 重度訪問介護	2318000631	平成30年 8月31日
南医療生活協同組合 名古屋市緑区南大高二丁目 204番地	南生協よってって 横丁ヘルパーステーションよってって 名古屋市緑区南大高二丁目 701番地	同行援護	2318501042	平成30年 8月31日
株式会社TEAM.G 福岡県福岡市博多区吉塚八丁目 8番 6号	DREAM PARK名古屋 名古屋市緑区鳴海町字下汐田 167番地 地の 1	就労継続支援 A型	2318501190	平成30年 8月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 570号

名古屋市国民健康保険被保険者証の更新について

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第 7条の 2第 1項及び
名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）第25条の
規定により、平成30年10月31日までに被保険者証を更新します。

平成30年10月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 571 号

特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 20 条第 1 項の規定により指定定期検査機関が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 30 年 10 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 受託者

名古屋市中村区則武一丁目 9 番 9 号

一般社団法人 愛知県計量連合会

会長 神田 廣一

2 委託期間

平成 30 年 10 月 1 日から同年 12 月 28 日まで

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第572号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成30年10月1日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成30年10月1日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更及び供用開始

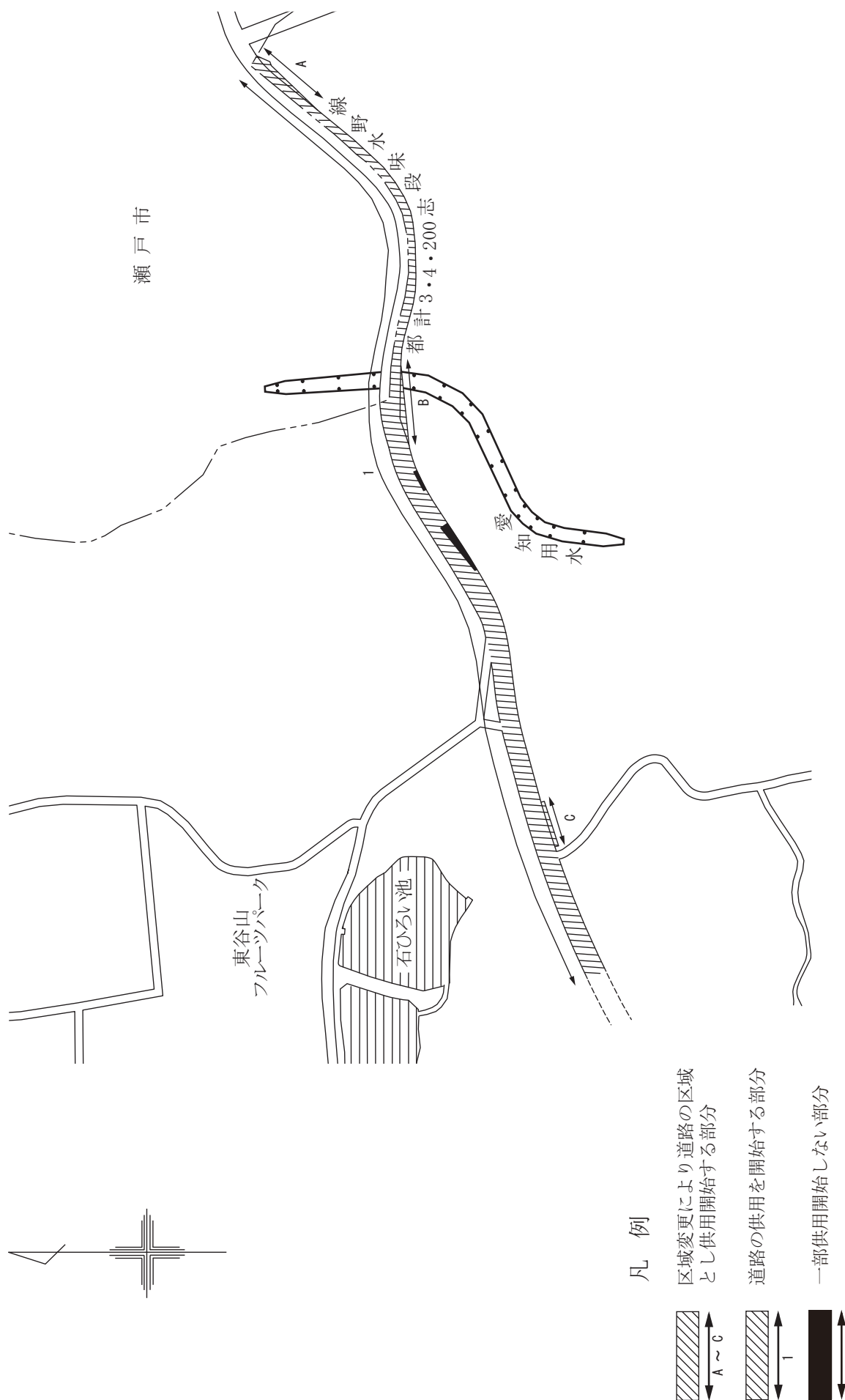
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要	
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル		
市道	A	志段味水野線第1号	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の1地先から	前	0.104	5.00 ～ 16.80	第 1 図	
			名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の1地先まで	後	0.104	5.00 ～ 21.60		
	B		名古屋市守山区大字上志段味字東谷2097番の25地先から	前	0.052	3.70 ～ 16.00		
			名古屋市守山区大字上志段味字東谷2097番の25地先まで	後	0.052	3.70 ～ 17.60		
	C		名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の1地先から	前	0.046	16.00		
			名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の1地先まで	後	0.046	16.00 ～ 20.30		
A	荒子西部第30号線	名古屋市守山区荒子四丁目274番地先から	前	0.059	平均 2.25	第 2 図		
		名古屋市守山区荒子四丁目275番地先まで	後	0.059	6.29 ～ 7.00			

2 道路の供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	志段味水野線第1号	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の1地先まで	第 1 附 図 一部供用開始せず
	1	楠一丁目第3号線	名古屋市北区楠一丁目1309番の6地先から 名古屋市北区楠一丁目1309番の9地先まで	第 3 附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

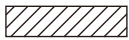
第1 附図



第 2 附図

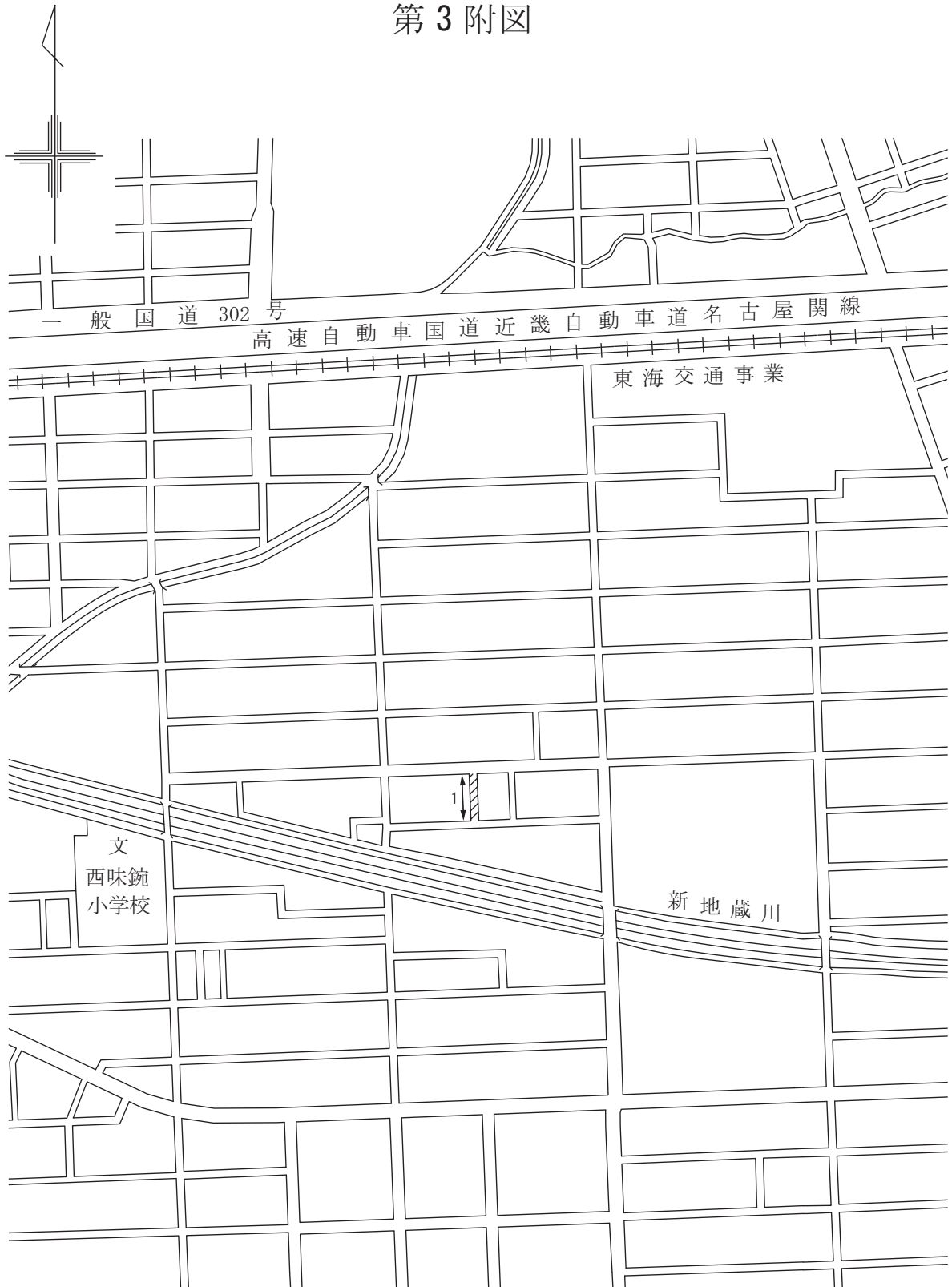


凡 例

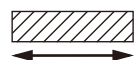
 区域変更により道路の区域とし供用開始する部分



第 3 附図



凡 例



道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 573号

自転車等放置禁止区域の変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）
第 9条第 4項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更します。

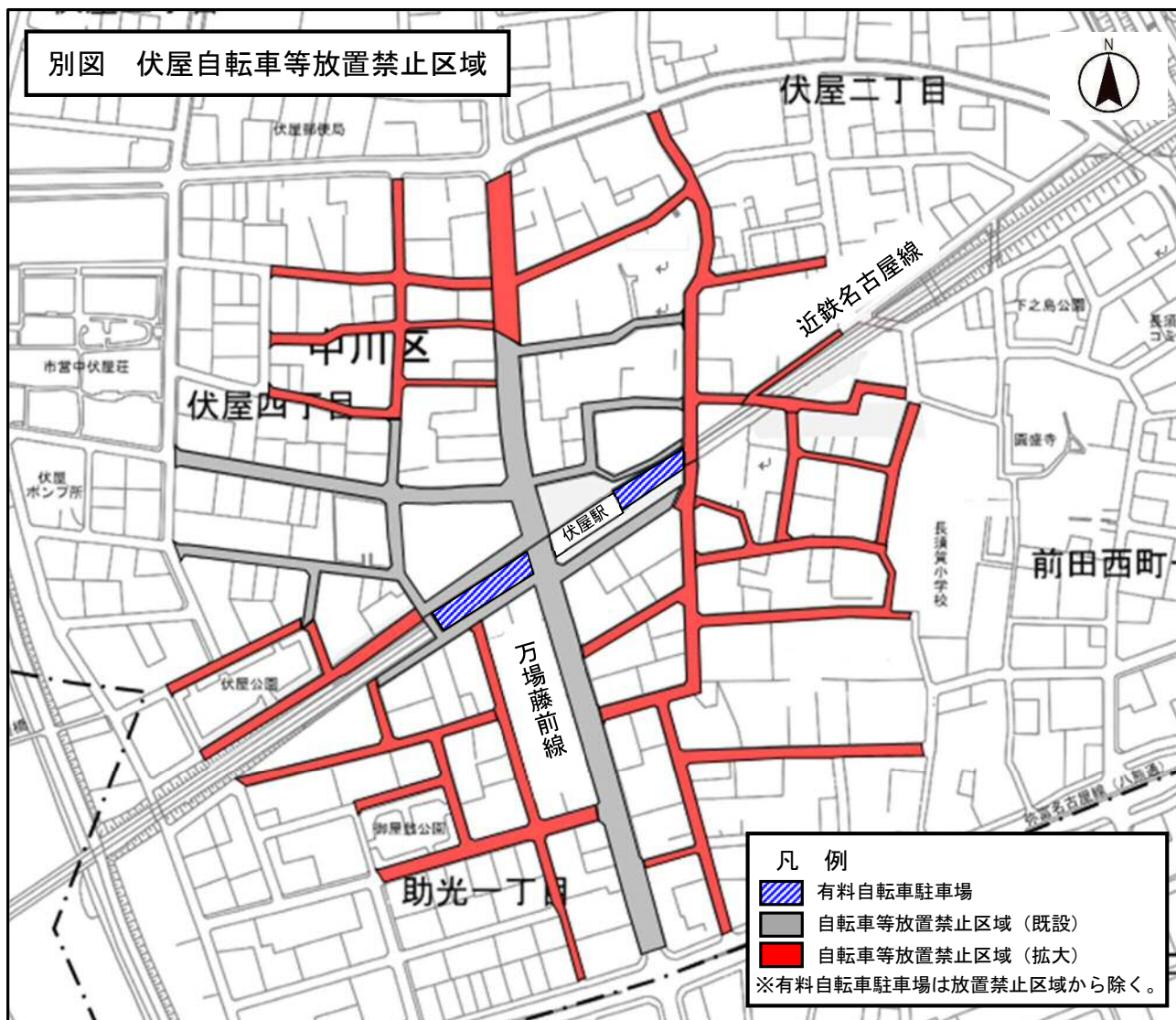
平成30年10月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

自転車等放置禁止区域の変更

変更年月日	名称	位置	区域
平成30年11月 1日	伏屋自転車等放置禁止区域	中川区助光一丁目、伏屋二丁目、伏屋三丁目及び伏屋四丁目	別図のとおり

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課



名古屋市告示第 574号

都市景観重要建築物等の指定解除について

名古屋市都市景観条例（昭和59年名古屋市条例第17号）第24条第 4項の規定により、次の建築物について都市景観重要建築物等の指定を解除しました。

平成30年10月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 名称

料亭 稲本

2 所在地

名古屋市中村区日吉町22番地の 2外

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 575号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34名古屋規則第14号）第 6条第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

平成30年10月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

駐車場（久屋大通公園）

2 変更内容

- (1) 平成30年10月20日及び同月21日を供用しない日に変更する。
- (2) 平成30年10月19日及び同月22日について、次のとおり供用時間を変更する。

供用時間を変更する日	変更後の供用時間
平成30年10月19日	午前 0時から午後 3時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあつては、午前 7時から午後 3時まで）。ただし、入出庫の取扱い時間は、午前 7時から午後 3時までとする。
平成30年10月22日	正午から午後12時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあつては、正午から午後10時30分まで）。ただし、入出庫の取扱い時間は、正午から午後10時30分までとする。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 576号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

平成30年10月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

駐車場（久屋大通公園）

2 供用時間を変更する日及び変更後の供用時間

供用時間を変更する日	変更後の供用時間
平成30年10月13日	午前 0時から午前 8時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあっては供用しない）。ただし、入庫は取り扱わず、出庫の取扱い時間は、午前 7時から午前 8時までとする。
平成30年10月14日	午後 9時から午後12時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあっては、午後 9時から午後10時30分まで）。ただし、入出庫の取扱い時間は、午後 9時から午後10時30分までとする。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 577号

名古屋市農業センター駐車場の有料期間

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 4条の規定により、名古屋市農業センターの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間として市長が指定する期間は、次のとおりとします。

平成30年10月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

使用料を納付しなければならない期間

平成30年11月 3日及び同月 4日

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 578号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年10月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成29年名古屋市告示第 587号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

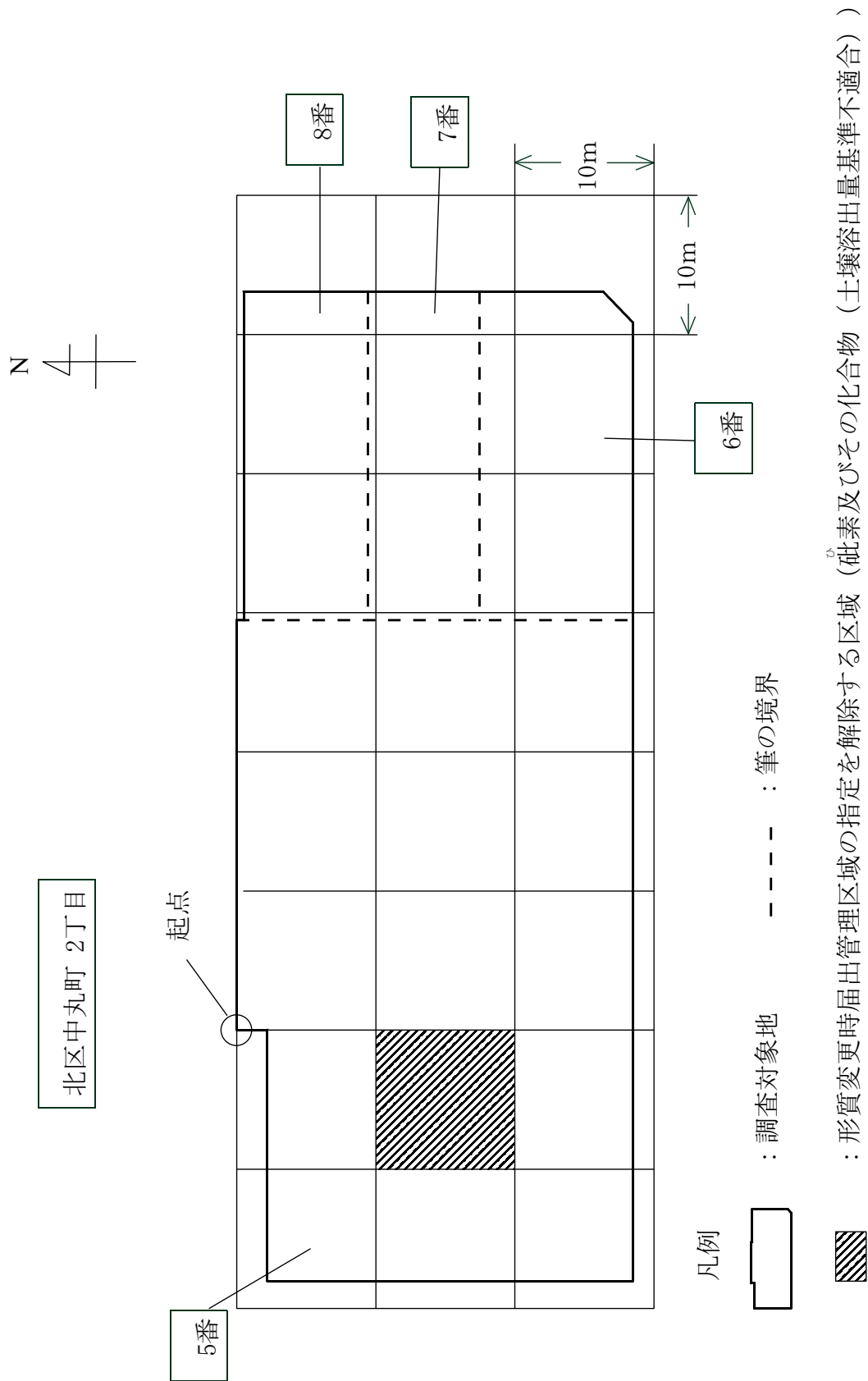
2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



名古屋市告示第 579号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年10月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

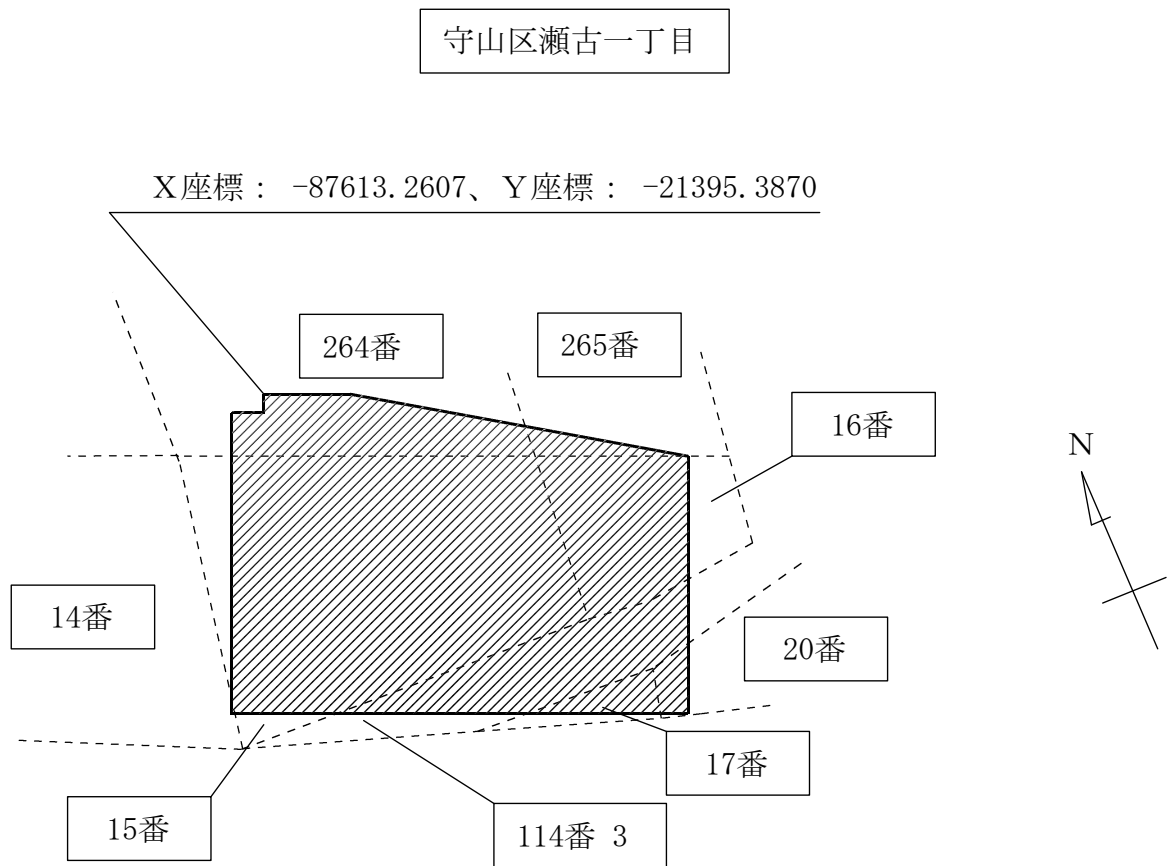
1 指定する区域

名古屋市守山区瀬古一丁目14番の一部、15番の一部、16番の一部、17番の一部、20番の一部、 114番 3の一部、 264番の一部及び 265番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

□ : 調査対象地 - - - : 筆の境界

▨ : 形質変更時届出管理区域（^ひ砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 580号

境川・猿渡川流域水害対策計画の変更について

猿渡川水系河川整備計画の変更に伴い境川・猿渡川流域水害対策計画の変更が生じたので、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）第 2条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年10月 5日

名古屋市 市長 河村 たかし
名古屋市上下水道局長 宮村 喜明

- 1 境川・猿渡川流域水害対策計画の変更内容
二級河川猿渡川水系猿渡川の河道改修工事施工区間の延伸（6k 200～7k 700）
- 2 変更が生じた年月日
平成30年10月 5日

名古屋市緑政土木局河川部河川計画課
名古屋市上下水道局計画部下水道計画課

名古屋市教育委員会告示第18号

教育委員会臨時会の開催について

平成30年10月 4日午後 3時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

平成30年10月 1日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

教育長職務代理者の指名について

教職員の懲戒処分について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市交通局告示第16号

乗合自動車の停留所の名称変更について

本市乗合自動車の停留所の名称変更を次のとおり実施します。

平成30年10月3日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

1 名称変更停留所

現 行	変 更 後
藤田保健衛生大学病院	ふじたいかだいがくびょういん 藤田医科大学病院

2 実施時期

平成30年10月10日

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年10月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブラザー港ＳＣビル

名古屋市港区港明一丁目10番28号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻		閉店時刻	
変更前	変更後	変更前	変更後
午前 9時00分	午前 8時00分	午前 2時00分	変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物 3階駐車場①— 1	午前 8時30分から 午前 2時30分まで	午前 7時30分から 午前 2時30分まで
建物 4階駐車場①— 2		
建物屋上階駐車場①— 3		
建物西側平面駐車場①— 4		
建物南側平面駐車場①— 5		

3 変更の日

平成30年10月25日

4 変更しようとする理由

来店客の利便性向上のため

5 届出の日

平成30年 9月19日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー及び熱田区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年10月 3日から平成31年 2月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 2月 4日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

教育委員会の人事異動

野田敦敬委員は、平成30年 9月30日退任した。

西淵茂男委員は、平成30年10月 1日委員に任命された。

船津静代委員は、平成30年10月 1日教育長の職務を代理する者として指名された。

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成30年10月 4日懲戒処分に付した。

平成30年10月 4日

名古屋市上下水道局長 宮村 喜明

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
上下水道局技師	停職 6月	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成30年10月 5日懲戒処分に付した。

平成30年10月 5日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校教諭	懲戒免職	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号
市立学校校長	戒告	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 2号